

県と市町村の業務共同化に関する検討手法について

1 趣旨

行政機構審議会で検討対象としている県と市町村との業務共同化(鷲沢委員提案を含む。)に関し、共同化の具体的業務の洗い出しや手法、課題等について検討するため、県と市町村の事務レベルの検討会を設置して検討のうえ、行政機構審議会で報告し、議論いただく。

2 検討会の必要性及び性格

- 共同化の検討は、県及び市町村の業務の内容や手法を踏まえる必要があり、また、共同化の手法や課題を具体的に検討する必要があることから、まず、実務的な検討が必要である。
- そのためには、県のみならず市町村の職員の検討への参加が不可欠である。
- そこで、行政機構審議会の事務局たる県が市町村に依頼し、検討に加わってもらう。
- 検討内容は、適宜、行政機構審議会の場で事務局が報告し、議論いただく。

3 主な検討内容

- 県と市町村が共同化できる具体的業務の洗い出し
- 市町村が広域で共同処理可能な業務と県の関わりの洗い出し
- 共同化の手法、課題

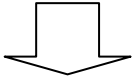
4 メンバー

- 県 関係課長
- 市町村 市長会事務局、町村会事務局及び市町村職員

現地機関見直しに当たっての基本的考え方（案）

目指す組織

- 簡素で効率的な組織
- 機能が発揮できる組織（県民・市町村の利用しやすさ、業務執行のしやすさ等）



見直しに当たっての基本的な考え方

1 県民の方々の利便性に配慮したうえで、できるだけ広い管轄区域

- ⇒
- ◇スリムな組織
 - ◇人員体制の集約化による専門性の確保・機能の発揮

考慮すべき事項

※広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性

※県の現地機関全体としての管轄区域の整合性

※利用者の利便性、業務のしやすさ

- ・サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離
- ・緊急的対応の有無、頻度
- ・業務の種別（出張対応、来庁対応、電話相談等）

※状況の変化（業務量、県の役割等）

※県と市町村との役割分担、二重行政の排除

- ・業務の連携、共同化の可能性

2 指揮命令系統が単純で、組織間の連携が取りやすい組織形態

- ⇒
- ◇意思決定の速さ、組織の屋上屋化の排除
 - ◇連携しやすく、効果的な施策運営ができる組織の体制、くくり方

考慮すべき事項

※県民の方々がわかりやすい組織、名称

※機関相互が調整、連携しやすい組織

※業務の共同化も含めた市町村との連携が取りやすい組織

3 効率的な職員配置

- ⇒
- ◇スリムな組織
 - ◇組織としてのまとまり、専門性・機動性の確保

考慮すべき事項

※業務内容

※業務量

現地機関見直しに係るこれまでの議論の論点整理

	これまでの審議会の主な議論	議論の論点整理	資料ページ
<p>現地機関全体に共通する考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県は、全体を 10 広域とし、これをベースに行政が行われており、広域圏ごとに完結していくシステムが一番望ましい。 ・10 広域、4 ブロックを基本とすべきである。 ・現行では組織ごとに異なっている管轄区域は、できるだけ一致させる必要がある。 ・10 広域を基本にするにしても、必要に応じて、時間距離など地域の特殊事情や危機管理への対応を考慮すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域は、圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、原則として 10 広域又は 4 ブロックを基本とすべきではないか。 ・ただし、それを踏まえた上で、時間距離など地域の特殊事情や危機管理対応を考慮する必要もあるのではないか。 	
<p>地方事務所福祉課 (福祉事務所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護世帯が 100 世帯以下の所が 7 つもあり、広域化など管轄の見直しをすべき。 ・被保護世帯にとっては、電話代や交通費といった経済的な問題から、複数の福祉事務所が統合されると窓口までの距離が遠くなり不便になってしまう。他の現地機関とは違った配慮が必要では。 ・住民にとって福祉は顔が見える範囲がありがたい。 ・身近な事務は市町村へという考え方から、市町村の窓口に行けばそこで福祉関係の手続が完了してしまうような制度に整理できないか。そういう意味では、市への全ての福祉業務の委託が最も良いのでは。 ・二重行政を無くすという意味でも、市への福祉事務の委託が一番合理的ではないか。県から職員を市に派遣してということも考えてよいのではないか。 ・福祉業務が市町村の窓口で完結できる業務ならば問題はないが、県などとの調整を無くすのは難しい。権限移譲と事務移譲は違う。例えば、精神障害者に対する専門的な対応は保健所や福祉事務所の立会いが必要。この点からは保健所と福祉課の統合の方がいい。 ・福祉事務所と保健所の管轄区域は一致してない。また、統合しても法律上は二つの機関とせざるをえないため、相互の連携強化を追求すべきではないか。 ・国で示された職員の定数は配置してあるが、被保護世帯が 100 世帯以下の所が 7 つもあり、非効率となっているのではないか（小県など）。福祉事務所を保健所に統合しても、この定数の非効率性の問題は解決されないのでは。 		7～9

	これまでの審議会の主な議論	議論の論点整理	資料ページ
保健所	<ul style="list-style-type: none"> 支所は保健師業務の機能強化のためにも本所に統合すべき。 市町村の保健師も充実してきており、保健所の支所は不要である。 支所廃止はやむを得ないと思うが、阿南支所については、地域的に本所から遠いところを抱えており、地域の利便性の問題や、周辺町村の保健師の数が変わっていないこと、単独庁舎でないことなどを考えると、存続させたほうが良いのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所全体の保健師業務の機能強化のため、また、市町村の保健師が充実されてきたことから、支所は本所に統合し、原則10所体制としたらどうか。 ただし、時間距離など地域の特殊事情を考慮する必要があるのではないか。 	10・11
農業改良普及センター	<ul style="list-style-type: none"> 農業改良普及センターの人員がうすまきになっている現状の中で、どうやって効率的な組織にするか考えるべき。 過去の人員削減の状況や食料自給率の向上が叫ばれている状況を考えると、これ以上の人員の削減は難しいのではないかと。農業生産額が減っているから組織を減らすというのではなく、センターが地域で存在感があるようなものとなるよう見直すべき。10箇所の地方事務所農政課との連携が重要。 中期総合計画等で農業生産額を上げていく目標を達成するためには、センターや農業関係試験場、農業大学校は表裏一体のものである。 合理化は理解できるが、県内農業の立地条件は変化に富んでおり、必要とされる技術も違う。遠距離の地域や山間地に対する配慮が必要ではないか。 支所の廃止によって地域によっては管内がとても広くなる。小海のような農業の拠点や阿南のような時間距離の課題を抱えた支所もあり、地域性を考慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 少人数が分散配置されているセンター職員の体制を集約化して効率的な組織にするとともに、地方事務所農政課や農業関係試験場との十分な連携を図るため、支所は本所に統合し、原則10所体制としたらどうか。 ただし、農業の拠点地域や、時間距離などの地域の特殊事情を考慮する必要があるのではないか。 	12・13
建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> 過去に統合を議論した際には、業務の現地性や現場性、災害対応の機動力等の観点から現行の体制のままとなった経過がある。考え方は今でも変わっていないのではないか。一方、組織力の低下は否めない状況にある。 10広域を原則に考えるべき。事務所の配置が手厚くなっている地域がある。交通網の整備や通信技術の発達の状況からも、広域ごとに1所を基本にすべき。 基本は広域圏に1事務所で、あとは支所をどうするかというところ。例えば南佐久と佐久は同じ市内で物理的にはほとんど距離がない。こういう状態は外からみると合理化されていないと見える。過去と比較して道路事情もよくなり、除雪の体制等も充実してきているし、事業量も大きく減少している。一気には難しいが合理化はさげられない。 建設事務所が存在していること自体が地域に安心感を与えている。大雪や台風などの災害対応もある。一気に再編するのは難しい。多少時間をかけたほうが良い。 		14・15 17

	これまでの審議会の主な議論	議論の論点整理	資料ページ
砂防事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防事務所の管轄区域は災害が非常に多い地域であり、必要な機関かもしれない。 ・砂防事務所は地元の情報をもっており信頼も厚い。合理化するにしても災害対応などの体制をどうしていくのかを示す必要があるのではないか。 		16・17
労政事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の8割が電話相談であるならば、現地に置く必要がないのではないか。 ・業務は労働相談のほか、地域における労働教育（業務量の約4割）を行っている。 ・労組のない会社の労働者に対する一定の配慮が必要か。 		18・19
家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の伝染病発生等危機管理を前提とした議論が必要。内部的機能強化が必要。 ・鳥インフルエンザ対策など危機管理対策を考えると統合するよりも強化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ対策等危機管理への対応の必要性から、現行の5所1支所体制を維持したらどうか。 	20・21
教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・教育事務所の業務の主たる対象である小中学校数や教職員数からすると、松本と長野の規模が大きく、上田と佐久、伊那と飯田を統合するとバランスが良くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1ブロック1所体制を基本とし、4所に統合したらどうか。 	22・23
農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスが学年別に分かれているのは人間関係の育成等の観点から良くない。教育効果を上げるために、大学校は松代に統合し、小諸は担い手育成のための拠点として充実すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学部としての一体的運営の観点から、農学部は松代に、研修部は小諸に集約したらどうか。 	24・25
農業関係試験場	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の技術は高度化しており、統合によって試験場の機能が弱体化するのを懸念している。内容を見直すとしても発展的な見直しをすべき。 ・試験研究は先行投資の面がある。これまでの業績も評価しより発展させる方向で考えるべき。本県は南北に長く、地域毎の気候風土にあった作物を作る必要がある。 ・農業には付加価値をつける必要がある。そういう意味から試験場の実績があがっている部分はもっと評価すべき。 ・統廃合はしなくても、品目別と地域対応型の試験場が混じっている現状からすると、試験場の性格を品目別に整理していく必要があるのではないか。 ・農業総合試験場と農事試験場は一般の人には違いが分からない。統合など考えられる部分がないか。 ・民間に委託できる部分など民間活力の活用も考えていいのではないか。 		26・27

現地機関別

「基本的考え方（案）」（考慮すべき事項）を当てはめた場合の状況

現地機関図

【前回審議会資料】

福祉事務所見直しの選択肢

【追加資料】

「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

地方事務所福祉課(福祉事務所)

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に 1 課(所) ずつ配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄区域	H19.12 被保護世帯数	所から遠い市町村までの時間距離
佐久	南佐久郡、北佐久郡	152	川上村 : 41km、70分
小県	小県郡	12	長和町 : 21km、40分
諏訪	諏訪郡	95	富士見町 : 20km、45分
上伊那	上伊那郡	130	中川村 : 30km、50分
下伊那	下伊那郡	148	売木村 : 49km、70分
木曾	木曾郡	89	南木曾町 : 35km、42分
松本	東筑摩郡	65	麻績村 : 33km、60分
北安曇	北安曇郡	78	小谷村 : 35km、45分
長野	埴科郡、上高井郡、上水内郡	93	信州新町 : 24km、35分
北信	下高井郡、下水内郡	73	栄村 : 33km、40分

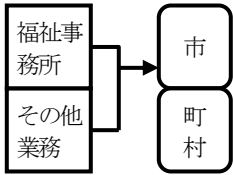
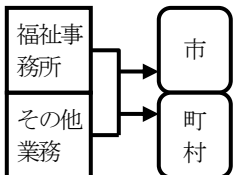
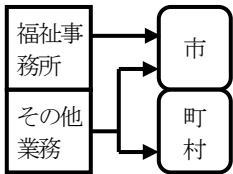
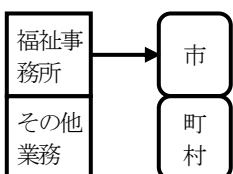
(注) 支所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

- 3 緊急的対応 無
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話対応 有
- 5 状況の変化
 - ・市町村合併による町村数の減少及び高齢者・障害者等業務の市町村移管により、所管区域・対象者が減少
 - ・精神障害者の保健福祉対策、要介護高齢者施策などで、保健分野(保健所)とのより密接な連携が必要となっている(国からも介護保険事業の円滑な実施のため、可能な限り二次医療圏と区域を一致させる等、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図ることが求められている)
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
 - 県
 - ・福祉事務所業務としては町村部のみ担当
 - ・その他の福祉業務は、市町村への補助金交付、指導業務中心
 - 市町村
 - ・市福祉事務所業務担当
 - ・福祉業務の総合的な窓口
- 7 機関相互が調整・連携しやすい組織
考えられる選択肢

選択肢	メリット	デメリット・考慮事項
市福祉事務所へ委託	委託する業務量によっては、県と市の福祉事務所業務の効率化を図ることができる	・委託先の市の同意が前提となる ・福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で、分離が困難なものがある(※)
複数の福祉事務所を統合	県の福祉事務所業務の効率化を図ることができる	福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で、分離が困難なものがある(※)
地方事務所福祉課を保健所と統合 (保健福祉事務所)	保健と福祉の連携が強まり、一体的な対応が可能となる	保健所と福祉事務所の設置根拠が異なるため、二枚看板が必要になる

※ 例えば、福祉事務所として行う母子寡婦、児童の実情把握に関する業務と、福祉課が行う母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当に係る返還金の徴収等の業務

福祉事務所見直しの選択肢

選択肢		メリット	デメリット・考慮事項
市町村への委託・権限移譲	市福祉事務所へ地方事務所福祉課（福祉事務所）の全ての業務を委託		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先の市の同意が必要となるが、相当量の業務量の増加が予想され、難航することが予想される ・委託先の市に町村分の業務もお願いすることとなるが、町村との関係や住民感情等を考慮する必要がある ・現行制度上、母子寡婦福祉資金の貸付については、委託できない
	全市町村又は広域連合へ地方事務所福祉課（福祉事務所）の全ての業務を権限移譲		<ul style="list-style-type: none"> ・受け手である市町村の同意が必要となるが、相当量の業務量の増加が予想され、難航することが予想される ・全町村（又は広域連合）が福祉事務所を設置しなければならない ・現行制度上、母子寡婦福祉資金の貸付については、委託できない
	福祉事務所業務は市福祉事務所へ、それ以外の業務は全市町村へ委託		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって、身近なところで全てのサービスが受けられる <ul style="list-style-type: none"> ・地方事務所福祉課における福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で分離が困難なものがある(※) ・委託先の市町村の同意が必要となるが、相当量の業務量の増加が予想され、難航することが予想される ・委託先の市に町村分の業務もお願いすることとなるが、町村との関係や住民感情等を考慮する必要がある ・現行制度上、母子寡婦福祉資金の貸付については、委託できない
	福祉事務所業務は市福祉事務所へ委託、それ以外の業務は地方事務所福祉課で実施		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって、比較的身近なところでサービスが受けられる <ul style="list-style-type: none"> ・地方事務所福祉課における福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で分離が困難なものがある(※) ・委託先の市の同意が必要となるが、一定の業務量の増加が予想され、難航することが予想される ・委託先の市に町村分の業務もお願いすることとなるが、町村との関係や住民感情等を考慮する必要がある
複数の福祉事務所を統合		県の福祉事務所業務の効率化を図ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ・地方事務所福祉課における福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で分離が困難なものがある(※) ・被保護世帯等利用者からみて庁舎が遠くなる ・保健所の管轄区域と違いが生じるため、両者の連携に支障が生じる可能性がある
地方事務所福祉課を保健所と統合 (保健福祉事務所)		保健と福祉の連携が強まり、一体的な対応が可能となる 例◇対象者に共通性がある介護保険・障害者自立支援サービス事業者の指導監査（地方事務所福祉課）と医療監視（保健所）の相互補完 ◇精神障害者のケア（保健所）と障害者自立支援サービスの提供（地方事務所福祉課）との情報共有	保健所と福祉事務所の設置根拠が異なるため、二枚看板が必要になる

◆地方事務所福祉課における「福祉事務所業務」及び「その他の業務」

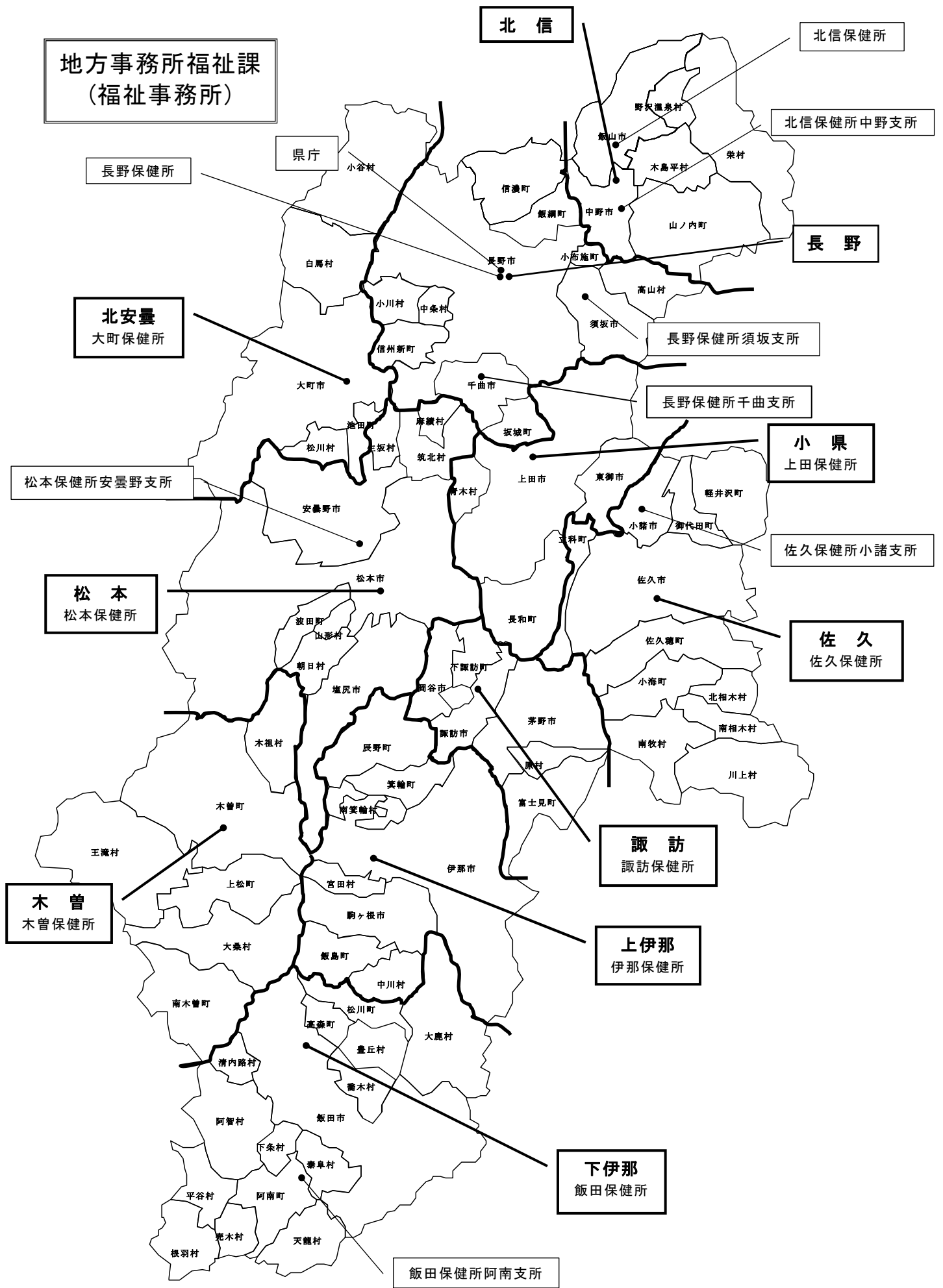
○福祉事務所業務（町村部のみ）

- ・生活保護法に基づく援護措置
- ・児童福祉法に基づく援護措置
- ・母子寡婦福祉法に基づく援護措置
- ・特別障害者手当 等

○その他の業務（市の区域も所掌）

- ・介護サービス事業所、障害者自立支援サービス事業所の監査等
- ・保育所の事業費補助・監査、市町村社会福祉協議会の認可・監査
- ・母子寡婦福祉資金
- ・福祉関係各種補助金
- ・中国帰国者等援護
- ・青少年対策、元気高齢者対策 等

※ 例えば、福祉事務所として行う母子寡婦、児童の実情把握に関する業務と、福祉課が行う母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当に係る返還金の徴収等の業務



「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

保健所

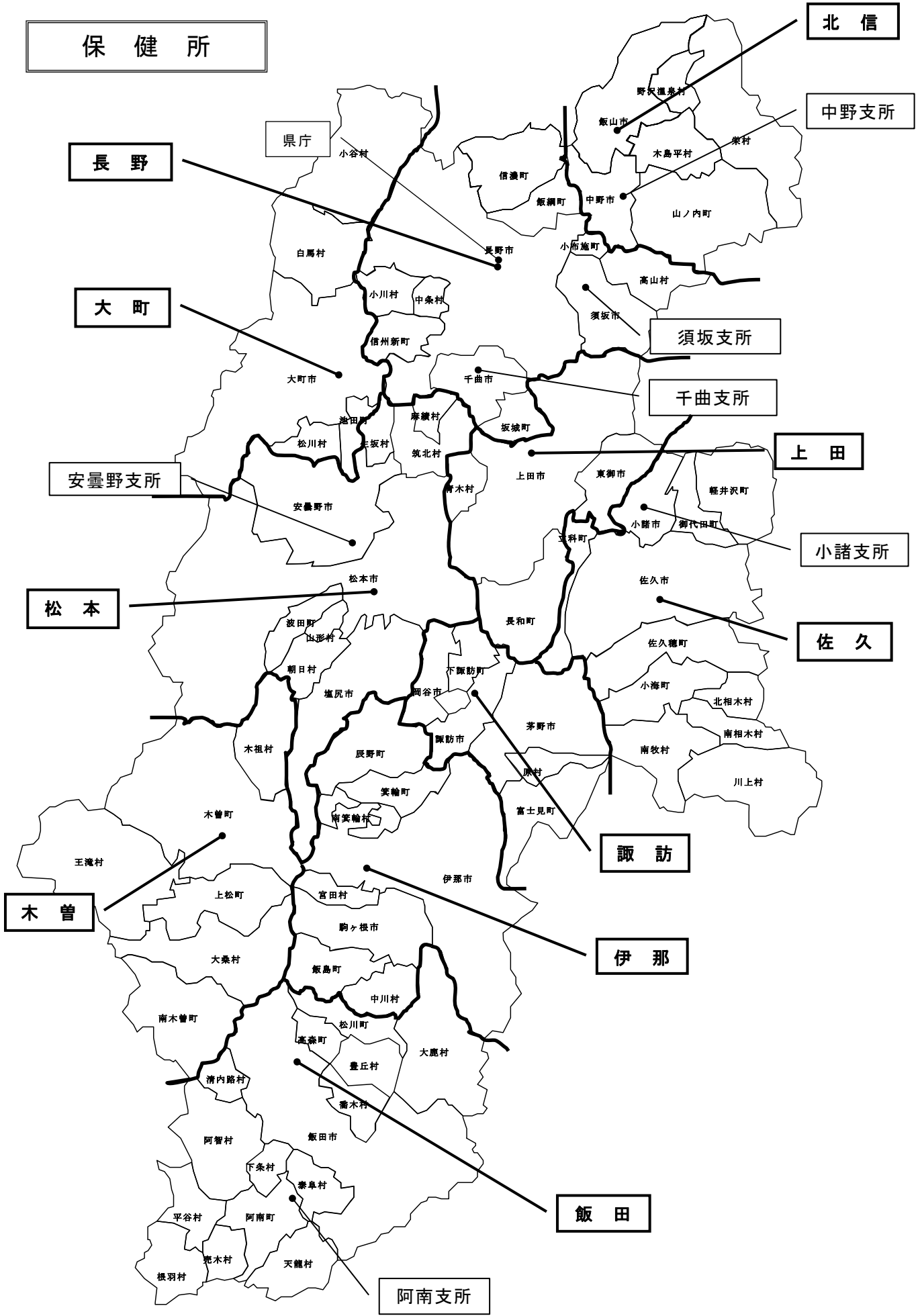
- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に本所 10 所と 6 支所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

支所名	担当区域	担当区域人口 (H19.4.1)	支所から遠い市町村までの時間距離	本所から遠い支所担当市町村までの時間距離
小諸支所	軽井沢町、御代田町、立科町、小諸市	84,957 人	立科町： 20 km、40 分	立科町： 20 km、40 分
阿南支所	阿南町、売木村、天龍村、泰阜村、旧上村、旧南信濃村	13,313 人 (注2)	飯田市上村： 40 km、50 分	売木村： 49 km、70 分
安曇野支所	安曇野市	96,582 人	安曇野市明科： 10 km、20 分	安曇野市明科： 16 km、30 分
千曲支所	坂城町、千曲市	79,772 人	坂城町： 10 km、20 分	坂城町： 25 km、50 分
須坂支所	小布施町、高山村、須坂市	72,052 人	高山村： 7 km、15 分	高山村： 18 km、35 分
中野支所	山ノ内町、中野市	60,522 人	山ノ内町： 6 km、13 分	山ノ内町： 16 km、30 分

(注1) 支所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

(注2) 旧上村、旧南信濃村分人口は、合併前の H17.3.31 のそれぞれの村の人口 (699 人、2,192 人) を加算

- 3 緊急的対応 精神障害の措置通報 (自傷他害のおそれのある精神障害者に対する通報があった場合の強制的入院の措置)
頻度 支所平均 4.4 件/年
※本所での対応も可
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有
- 5 状況の変化 ・市町村の保健サービス体制の充実 (保健師数 H9 586 (支所管内 125)
H19 724 (支所管内 144))
・エイズ等、より専門性の高い分野への対応が生じる中での保健師の分散配置
・食品衛生等の申請の取次ぎのための事務職員配置の解消 (H17.4.1)
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
県 精神保健、難病対策、ハイリスク母子保健指導など専門的保健サービス
市町村 身近な保健サービスの提供、全般的な相談窓口
※個々のケースの分担は双方の協議で



「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

農業改良普及センター

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に本所 10 所と 8 支所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

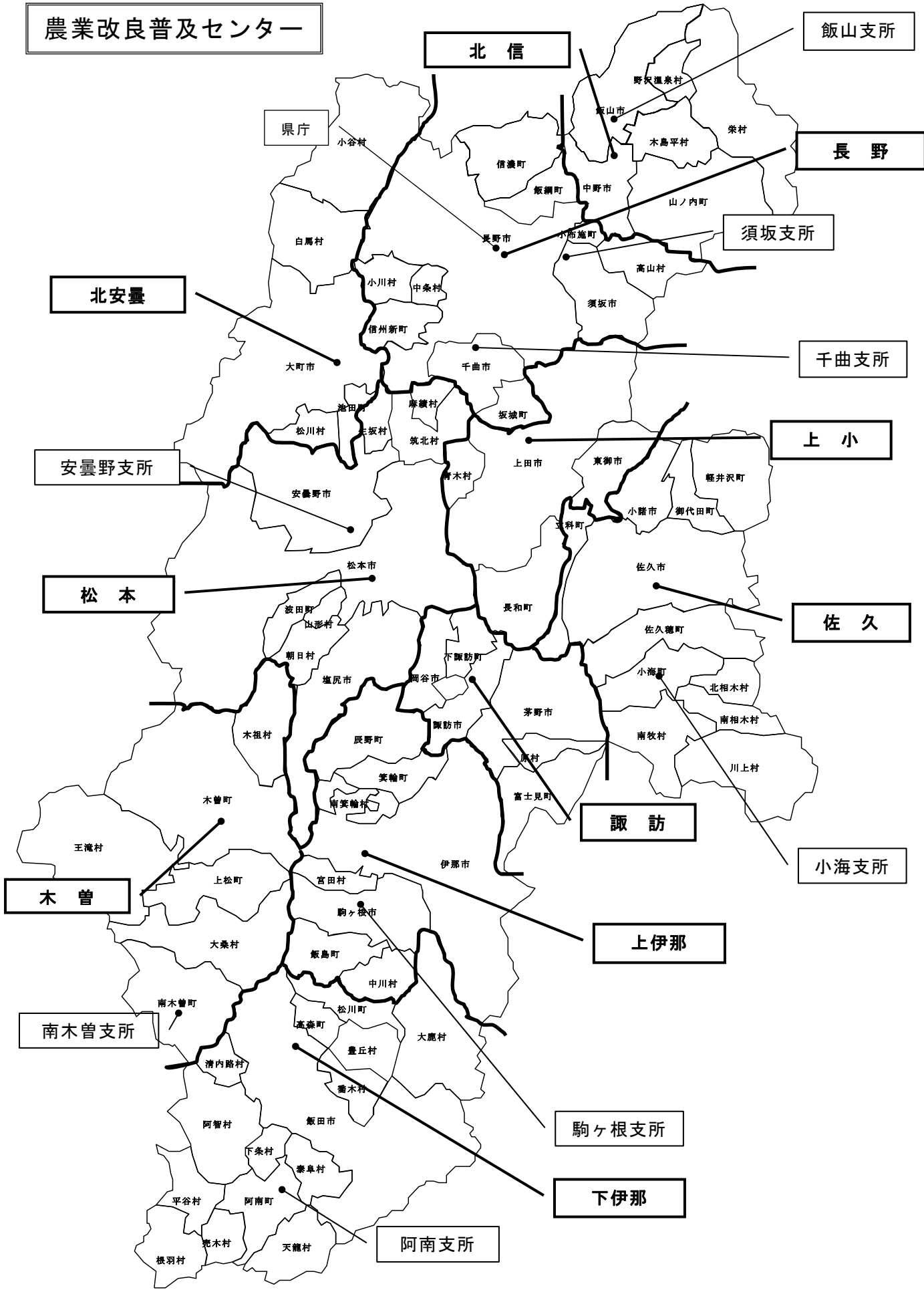
支所名	担当区域	販売農家数	農業産出額	支所から遠い市町村までの時間距離	本所から遠い支所担当市町村までの時間距離
小海支所	小海町、南相木村、北相木村、南牧村、川上村	1,482 戸	19,340 百万円	川上村： 25 km、40 分	川上村： 40 km、70 分
駒ヶ根支所	飯島町、中川村、宮田村、駒ヶ根市	3,235 戸	10,360 百万円	中川村： 14km、30 分	中川村： 30km、50 分
阿南支所	阿南町、下条村、売木村、天龍村、泰阜村	891 戸	2,700 百万円	売木村： 17km、35 分	売木村： 47km、70 分
南木曾支所	南木曾町、大桑村	398 戸	490 百万円	大桑村： 25km、20 分	南木曾町： 35km、42 分
安曇野支所	麻績村、生坂村、筑北村、安曇野市	4,212 戸	15,050 百万円	筑北村（坂井総合支所） 31.7km、60 分	筑北村（坂井総合支所） 40km、60 分
千曲支所	坂城町、千曲市	2,051 戸	5,880 百万円	坂城町： 10.8km、23 分	坂城町： 25km、50 分
須坂支所	小布施町、高山村、須坂市	2,876 戸	10,930 百万円	高山村： 5km、10 分	高山村： 20km、40 分
飯山支所	木島平村、野沢温泉村、下水内郡、飯山市	3,067 戸	12,600 百万円	栄村： 31 km、45 分	栄村： 36 km、55 分
(県計)		74,535 戸	275,880 百万円		

(注 1) 支所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

(注 2) 販売農家数は H17「農林業センサス」、農業産出額は H18「長野県農林業市町村別データ」〔関東農政局長野農政事務所編〕による

- 3 緊急的対応 台風等災害前後の技術指導
頻度 年によりばらつき有
※本所での対応も可
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有
- 5 状況の変化
 - ・農家数(販売農家数)の減少(販売農家数 H7 103,466 戸 ⇒ H17 74,535 戸)
 - ・農業産出額の減少(H9 334,760 百万円 ⇒ H18 275,880 百万円)
 - ・組織を見直さない中での職員定数の減(H9 249 ⇒ H19 182)
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
県 普及活動、専門的技術指導
市町村 (農業全般の振興)

農業改良普及センター



「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

建設事務所

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に 16 所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄区域	道路延長 (km)	河川延長 (km)	砂防指 定地数	H18 事業執行 実績(百万円)	所から遠い市町村ま での時間距離
南佐久	南佐久郡	179	267	103	2,545	川上村： 38 km、57 分
佐久	佐久市、小諸市、北佐久郡	449	354	63	4,187	軽井沢町： 35 km、50 分
上田	上田市、東御市、小県郡	507	356	141	4,063	長和町： 21 km、40 分
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、 諏訪郡	321	333	166	5,305	富士見町： 20 km、45 分
伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那 郡	436	471	274	5,852	中川村 30 km、50 分
飯田	飯田市（下伊那南部事務所 の管轄区域除く）、下伊那 郡（天龍村除く）	564	629	187	11,226	売木村： 49 km、70 分
下伊那 南部	飯田市上村、飯田市南信濃 八重河内・南和田・同木沢、 下伊那郡のうち天龍村	98	122	94		飯田市上村： 20 km、35 分
木曾	木曾郡	198	531	149	2,829	南木曾町： 35 km、42 分
松本	松本市、塩尻市、東筑摩郡	534	507	107	7,175	麻績村： 33 km、60 分
安曇野	安曇野市	186	113	33	1,055	安曇野市： 1 km、3 分
大町	大町市、北安曇郡	325	332	28	3,485	小谷村： 35 km、45 分
千曲	千曲市、埴科郡	117	44	59	1,753	坂城町： 11 km、23 分
須坂	須坂市、上高井郡	159	99	33	2,580	高山村： 7 km、18 分
中野	中野市、下高井郡のうち山 ノ内町	174	125	26	2,018	山ノ内町： 6 km、12 分
長野	長野市、上水内郡	666	354	213	9,770	信州新町： 24 km、35 分
飯山	飯山市、下高井郡のうち木 島平村及び野沢温泉村、下 水内郡	267	206	76	1,988	栄村： 33 km、40 分

(注1) 「砂防指定地」とは土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐため、土砂災害の起こる恐れのある山地部を指定して砂防えん堤などの工事をしたり、土地の形を変えるなどの行為を制限する区域

(注2) 所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所（下伊那南部）までの数値

- 3 緊急的対応 地震、台風、豪雪、水防当番等災害の対応
頻度 多（季節、地域によりばらつきあり）
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話対応 有

- 5 状況の変化
- ・ 公共事業費等の大幅な減少 (H10 260,073 百万円 ⇒ H19 77,691 百万円)
 - ・ 道路等の維持管理業務量の増大
 - ・ 組織を見直さない中での職員定数の減 (H9 900 ⇒ H19 740)

課名	H9	H19	差	1所平均(H19の状況)		
				平均	最小所	最大所
総務課	166	146	△20	10	8	13
維持管理課	197	201	4	13	9	22
整備課・関連事業課	360	279	△81	17	9	28
用地課(用地係)	132	95	△37	6	3	13
その他(ダム・下水道・公園等)	45	19	△26	-	-	-
計	900	740	△160			

6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等

県 国道(指定区間外)、県道、1級河川(指定区間)、砂防事業等を担当
 市町村 市町村道、準用河川等を担当

※重複はないが同種の事業を実施

※一部県道の除雪、維持修繕業務について市町村に委託

「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

砂防事務所

1 広域圏・ブロックとしてのまとめり・一体性 砂防業務が多い地域の特設事務所

2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄区域	砂防指定地数	H18 事業執行実績 (百万円)	本所から遠い市町村までの距離
犀川	松本市、大田市及び安曇野市の一部、東筑摩郡のうち、麻績村、生坂村及び筑北村、北安曇郡のうち池田町	379	1,828	筑北村： 23 km、50 分
姫川	北安曇郡のうち白馬村及び小谷村	368	1,527	白馬村： 12 km、20 分
土尻川	長野市、大都市のうち美麻の区域、上水内郡のうち信州新町、小川村及び中条村	421	1,301	大田市： 38 km、50 分

(注1) 「砂防指定地」とは土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐため、土砂災害の起こる恐れのある山地部を指定して砂防えん堤などの工事をしたり、土地の形を変えるなどの行為を制限する区域

(注2) 所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

3 緊急的対応 地震、台風、水防当番等災害の対応
頻度 多 (季節、地域によりばらつきあり)

4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有

5 状況の変化 ・ 砂防公共事業費等の大幅な減少 (H10 40,439 百万円 ⇒ H19 10,737 百万円)
・ これまで建設してきた施設の維持管理や新たなソフト事業の業務量の増大
・ 組織を見直さない中での職員定数の減 (H9 48 ⇒ H19 40)

6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
管轄区域については、県が事業実施

建設事務所・砂防事務所

飯山建設

中野建設

長野建設

姫川砂防

土尻川砂防

大町建設

須坂建設

千曲建設

犀川砂防

安曇野建設

上田建設

松本建設

佐久建設

木曾建設

諏訪建設

南佐久建設

伊那建設

飯田建設

下伊那南部建設

県庁

野坂温泉村

飯山市

木島平村

栄村

信濃町

飯綱町

中野市

山ノ内町

長野市

小市町

高山村

須坂市

県庁

小谷村

白馬村

小川村

中条村

信州新町

大町市

千曲市

滝田村

麻績村

坂城町

松川村

主坂村

筑北村

青木村

上田市

東御市

軽井沢町

安曇野市

五科町

小諸市

御代田町

松本市

佐久市

波田町

山形村

長和町

佐久穂町

朝日村

下諏訪町

小海町

塩尻市

岡谷市

北相木村

木祖村

辰野町

茅野市

南相木村

辰野町

諏訪市

原村

南牧村

笑輪町

南笑輪村

富士見町

川上村

木曾町

伊那市

王滝村

宮田村

駒ヶ根市

諏訪建設

南佐久建設

伊那建設

木曾建設

飯田建設

下伊那南部建設

宮田村

駒ヶ根市

大桑村

飯島町

中川村

南木曾町

松川町

大鹿村

清内路村

道森町

豊丘村

喬木村

阿智村

飯田市

下条村

泰阜村

平谷村

阿南町

栗原村

根羽村

天龍村

「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

労政事務所

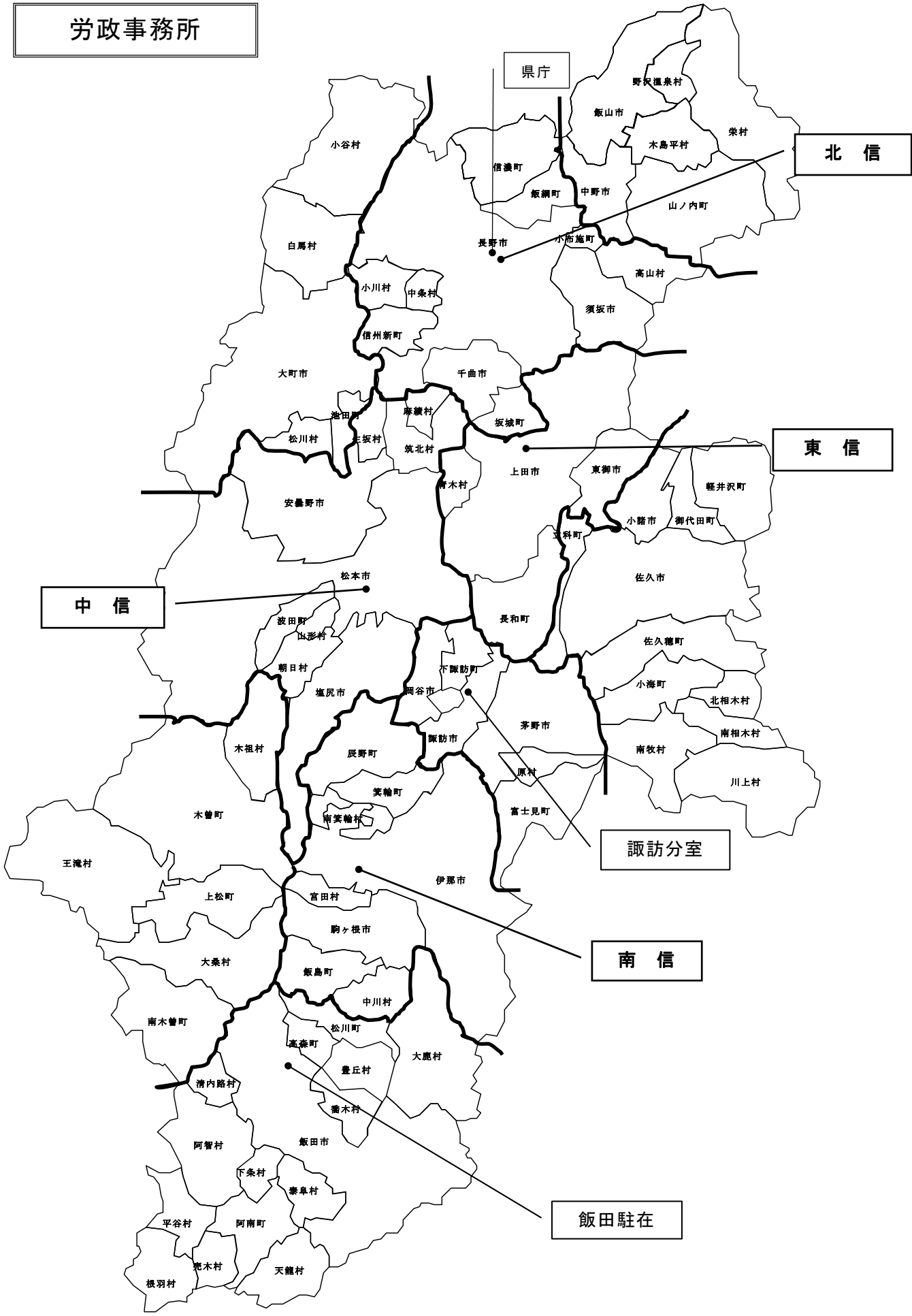
- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 4ブロックに4所、1分室、1駐在配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄(担当)区域	H18労働相談件数	相談の対応
東 信 〈上田〉	南佐久郡、北佐久郡、小県郡、上田市、小諸市、佐久市、東御市	188	概ね8割が電話相談
南 信 〈伊那〉	諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市	200	
飯田駐在		128	
諏訪分室	(諏訪郡、岡谷市、諏訪市、茅野市)	346	
中 信 〈松本〉	木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市	457	
北 信 〈長野〉	埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市	360	

(注) 諏訪分室欄に記載件数はH18岡谷分室の数値

- 3 緊急的対応 無
- 4 業務の種別 出張対応 有 来庁対応 有 電話相談 多
- 5 状況の変化 ・組織を見直さない中での職員定数の減(H9 34 ⇒ H19 16)
 ・4所2分室体制をH18.4.1に地方事務所(産業労働課)の付置機関とし、4所6分室体制としたが、専門性の確保が図られないなどの問題から、H19.4.1に現行の体制とした
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
- 県・市町村 労働問題一般についての相談
- ※県と市町村での業務内容に大きな違いはないが、実施している5市中4市は臨時的な対応が中心で、他の市町村では実施していない

劳政事務所



「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

家畜保健衛生所

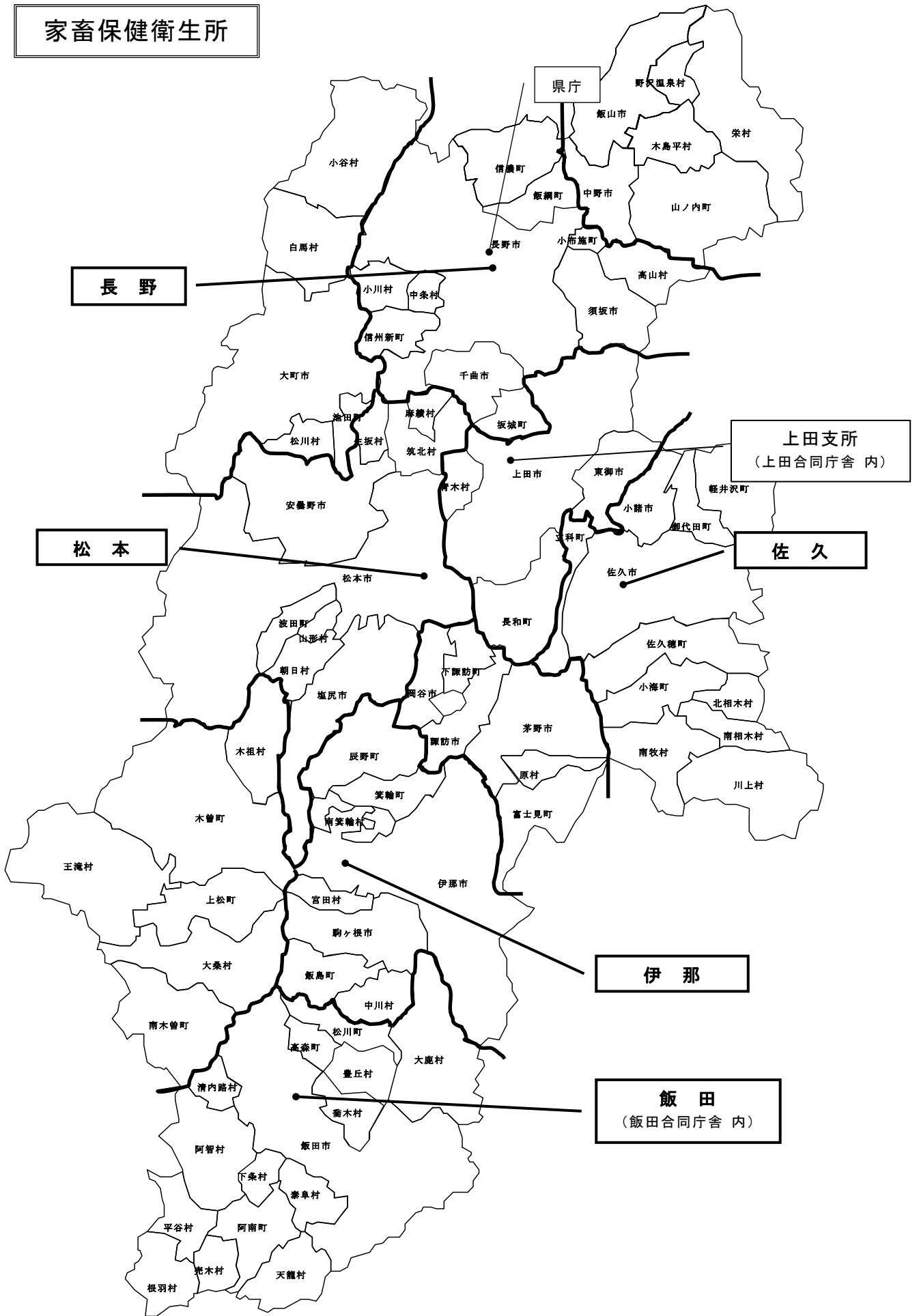
- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 4ブロックに5所、1支所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄(担当)区域	H19 畜産 農家数	H19 家畜 単位	本所・支所から遠い 市町村までの距離	本所から遠い支所担 当市町村までの距離
佐久	南佐久郡、北佐久郡、小県郡、上 田市、小諸市、佐久市、東御市	331	26,240	川上村： 46 km、70 分	
上田支所	(小県郡、上田市、東御市)	(90)	(7,150)	長和町： 28 km、50 分	青木村： 43 km、75 分
伊那	諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪 市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市	252	12,993	富士見町： 60 km、60 分 (高速利用)	
飯田	下伊那郡、飯田市	382	14,361	根羽村： 46 km、70 分	
松本	木曽郡、東筑摩郡、北安曇郡、松 本市、大町市、塩尻市、安曇野市	440	27,770	南木曽町： 97 km、120 分	
長野	埴科郡、上高井郡、下高井郡、上 水内郡、下水内郡、長野市、須坂 市、中野市、飯山市、千曲市	206	8,558	栄村： 65 km、100 分	

(注) 上田支所の家畜単位の()書は、本所の内数

- 3 緊急的対応 家畜伝染病発生時の対応
頻度 現状では少
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有
- 5 状況の変化 ・畜産農家数(H9:3,180⇒H19:1,611)、飼養家畜頭数の減少(家畜単位 H9:121,254
⇒H19:89,922)、1戸当たりの飼育規模の拡大(家畜単位 H9:88⇒H19:135)
・鳥インフルエンザ、BSEなどの危機管理への迅速な対応の必要性
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
県 家畜伝染病等の予防、家畜の生産性向上対策
市町村 (農業全般の振興)

家畜保健衛生所



「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

教育事務所

1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性

4ブロックに6所(東信、南信に2所ずつ)配置

2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄区域	小中学校数	小中学校教職員数	本所から遠い市町村までの距離
佐久	南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市	60	1,601	川上村： 41 km、70分
上田	小県郡、上田市、東御市	49	1,420	長和町： 27 km、60分
伊那	諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市	99	2,885	富士見町： 48 km、90分
飯田	下伊那郡、飯田市	72	1,528	天龍村： 40 km、60分
松本	木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市	135	3,650	南木曾町： 92 km、120分
長野	埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市	173	4,475	栄村： 66 km、90分

3 緊急的対応 無

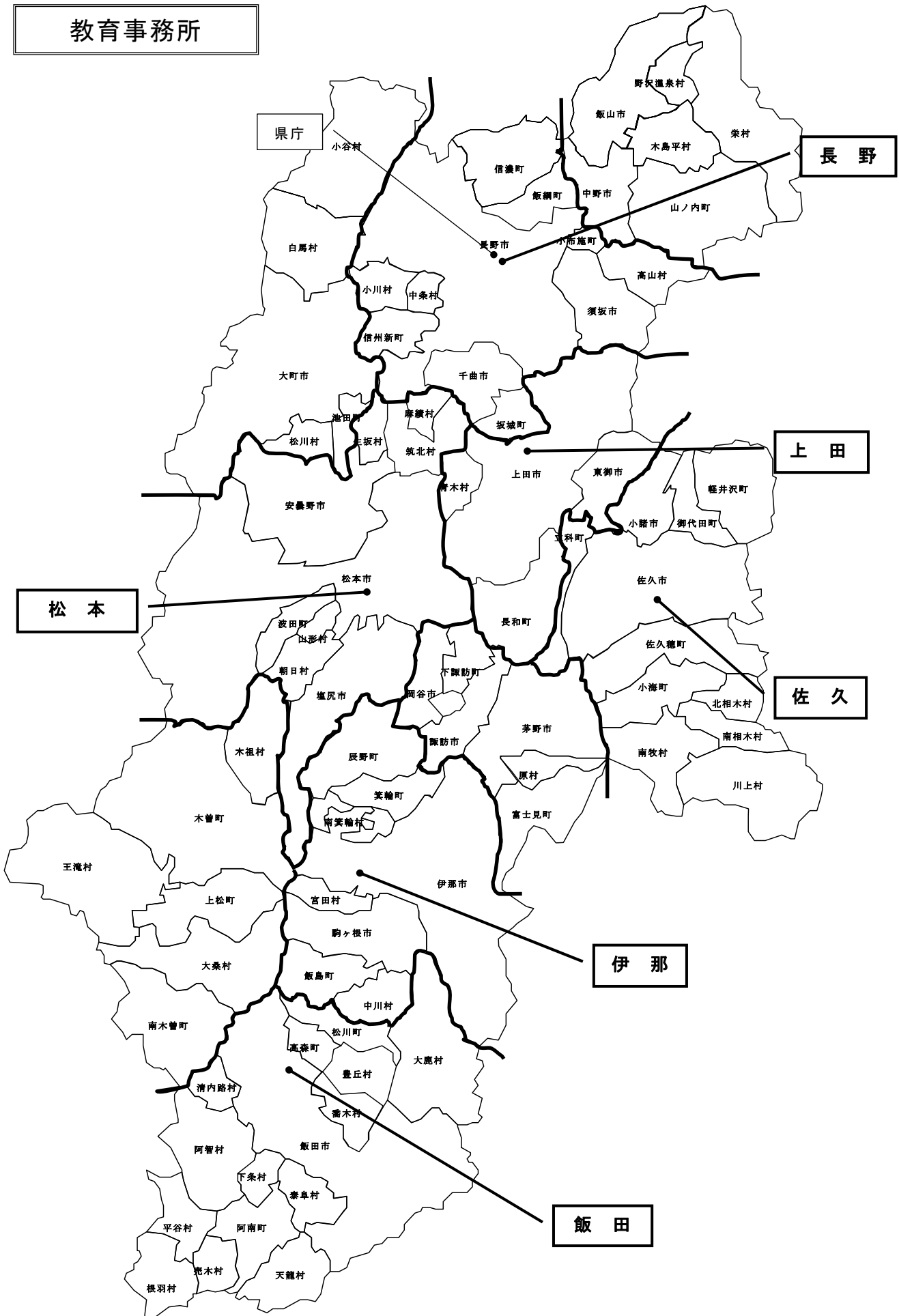
4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応(一般県民) 少 電話相談 有
(教職員) 少5 状況の変化

- ・児童生徒数の減少(H9 215,645人 ⇒ H19 189,988人)
- ・学校数の減少(H9 610 ⇒ H19 588)

6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等

県 小中学校の学校運営・教育課程の指導・助言
市町村 小中学校の学校運営

教育事務所



「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

農業大学校

1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性

県に1つの施設として配置されているが、2箇所分散

2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

主に新規学卒者を対象とした農業経営者・農業指導者の養成と、主に社会人を対象とした新規就農研修などを行っており、これらのサービスの受け手(学生)は全県下(全国)から集まっている

3 緊急的対応 無

4 業務の種別 学校・研修講座の運営

5 状況の変化 ・入学希望者の減少

入学者数の推移

	定員	入 学 者 数						
		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
農 学 部 総合農学科	60 (1学年)	48	45	52	54	45	34	42

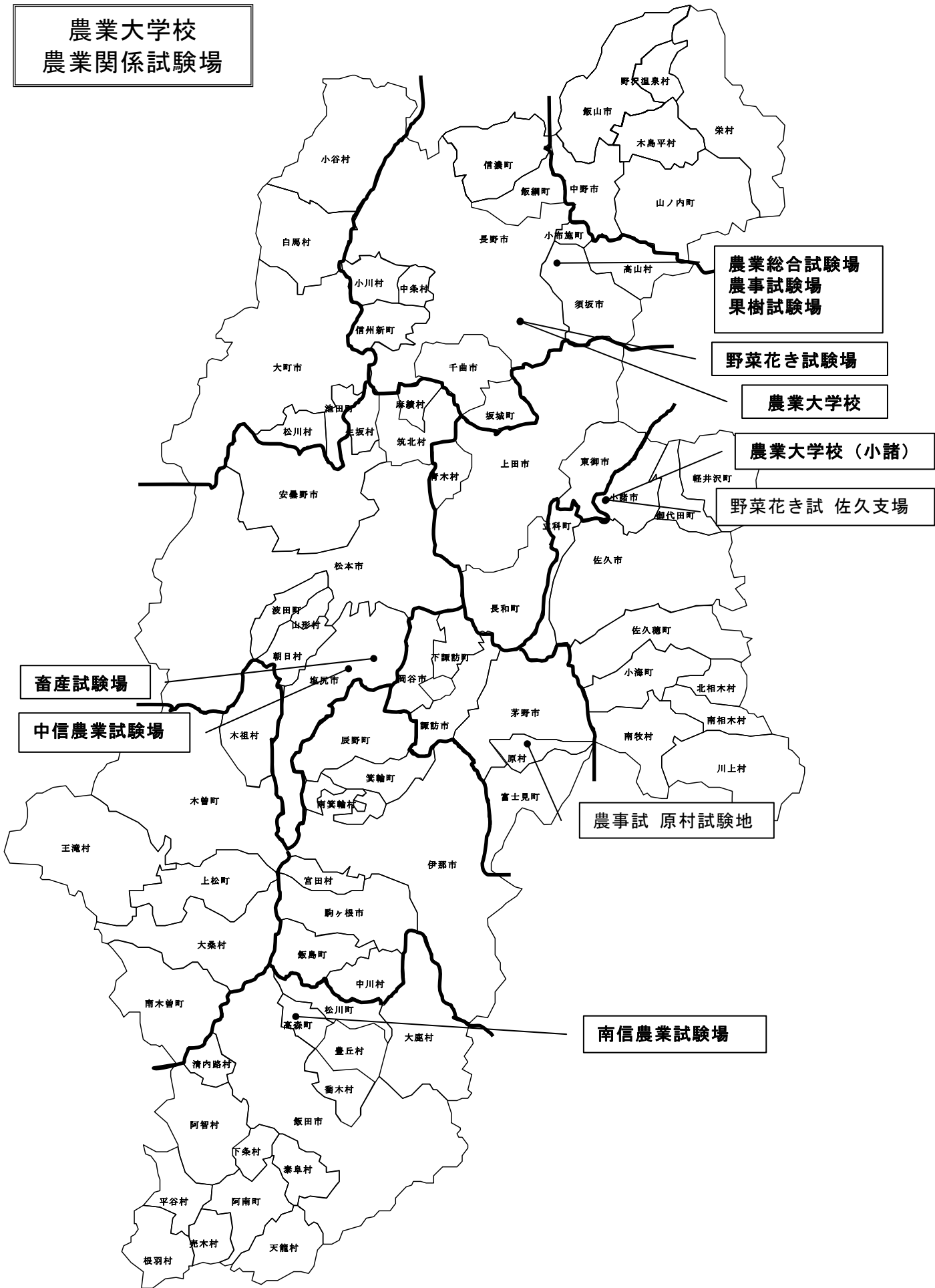
・H14年度の学部再編(指導学部 定員75人と営農学部営農学科 定員40人を再編)で農学部総合農学科(定員60人 2年課程)のキャンパスを長野市(松代)と小諸市に分散配置

6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等

県 農業・農村におけるリーダーとしての能力や専門知識・技術の習得を通しての農業を担う人材の育成

市町村 (農業全般の振興)

農業大学校
農業関係試験場



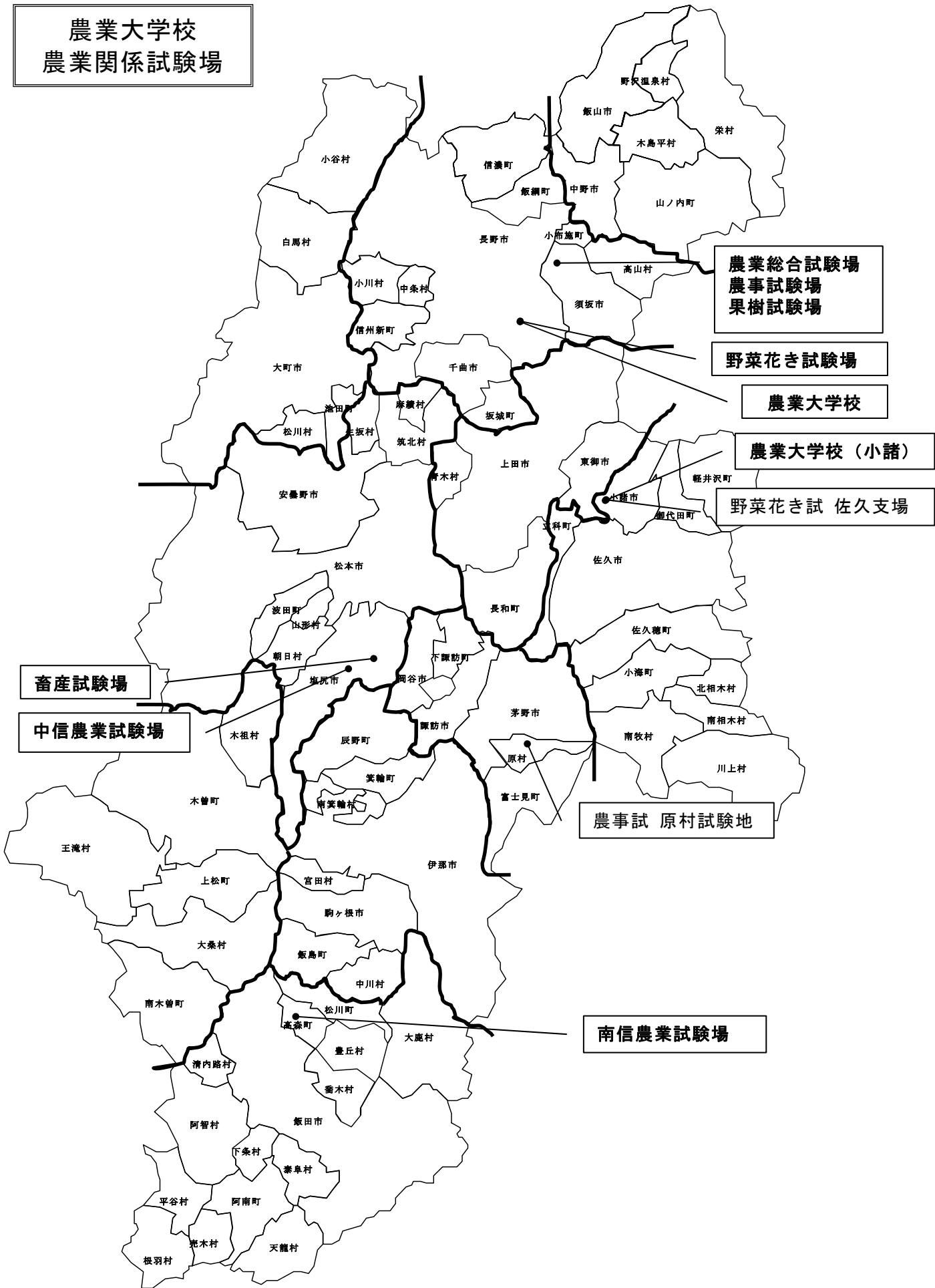
「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

農業関係試験場

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性
品目別試験場と特定地域の試験場の計7試験場が県下に分散配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等
県内全域の農家を対象に農業技術の専門的研究を実施
- 3 緊急的対応 無
- 4 業務の種別 試験研究
- 5 状況の変化 農業技術の高度化・多様化・専門化、産地間競争の激化、販売価格の低下、
産出額の減少、農業者の減少、気象の温暖化
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
県 農業技術の試験研究
市町村 (農業全般の振興)
- 7 各農業関係試験場の研究内容と組織体制

	研究内容	組織	定数	備考
農業総合試験場	試験研究の企画調整、環境保全・農業経営・バイオテクノロジー	管理部、企画調整部、環境保全部、経営情報部、機械施設部、バイオテクノロジー部	26	
農事試験場	主要穀物(米・麦など)	作物部、育種部、病害虫土壤肥料部	21	原村試験地あり
果樹試験場	果樹	栽培部、育種部、病害虫土壤肥料部	24	
野菜花き試験場	野菜、花き、菌茸、特用作物	管理部、野菜部、花き部、育種部、菌茸部、病害虫土壤肥料部	40	佐久支場あり
畜産試験場	畜産	管理部、酪農部、肉用牛部、養豚養鶏部、飼料環境部	51	
中信農業試験場	中信地方の畑作物等	管理部、畑作栽培部、畑作育種部	21	
南信農業試験場	南信地方の果樹等	管理部、栽培部、病害虫土壤肥料部	22	

農業大学校
農業関係試験場



農業総合試験場
農事試験場
果樹試験場

野菜花き試験場

農業大学校

農業大学校 (小諸)

野菜花き試 佐久支場

畜産試験場

中信農業試験場

農事試 原村試験地

南信農業試験場